

第 36 回町長旗争奪社会人野球大会要項

- 1 趣 旨 太子町スポーツの一環として、社会人野球を通じて体力増進と親善を図り、明るい町づくりの増進に寄与する。
- 2 主 催 太子町スポーツ協会
- 3 主 管 太子町スポーツ協会野球部
- 4 後 援 太子町教育委員会
- 5 日 時 令和 8 年 5 月 17 日(日) 予備日 5 月 24 日(日)
開会式 午前 9 時～
- 6 場 所 丸尾建築総合公園町民グラウンド
- 7 参加資格 次のいずれかで編成したチームであること。
* 太子町在住者が代表者となって編成したチーム。
* 太子町在勤者で編成したチーム。
小・中・高(全日制)・大学生は出場できない。
- 8 登録人数 1 チーム監督を含めて 20 名以内とする。
- 9 参加料 大会参加料 1 チーム 6,000 円
- 10 申込方法 所定の申込書に参加料を添えて 5 月 10 日(日)までに
創継町民体育館(TEL・FAX 079-277-4800)へ申込むこと。
- 11 試合方法 ・チーム数により決定
・試合については、1 時間 30 分又は、7 回までとする。
(但し、1 時間 30 分以内の延長は認める)
・コールドゲームは、4 回以後で 10 点差、5 回以後で 7 点差とする。
・決勝戦は、コールドを適用しない。
・7 回又は、1 時間 30 分で同点の場合、ジャンケンで決定とする。
- 12 棄 権 試合開始予定時間に来られないチームは、棄権とみなす。
やむをえず棄権の場合は、試合開始時間 30 分前までに連絡すること。
- 13 審 判 太子町スポーツ協会審判員
- 14 試 合 球 軟式 S の M 球を使用。各 3 個(新しいもの)を提供する。
- 15 服 装 野球ユニホーム、帽子着用のこと。(ユニホームは統一すること)
- 16 監督会議 5 チーム以上参加の場合、5 月 13 日(水)に創継町民体育館にて実施する。
- 17 そ の 他 2 チーム以上参加の場合のみ本大会を実施する。
傷害保険等は各チーム・個人にて加入すること。
各チームより墨審 3 名選出するものとする。

各チーム試合開始予定時間の 30 分前にメンバー表を交換する。
試合中は、レガース、ヘルメットは必ず着用のこと。